



金融犯罪 ①犯罪防止・・・コンプライアンス・マニュアル

※銀行業務に係る法令等の解説・事例編

預金業務

所管部： コンプライアンス統括部

④ - 13

特殊詐欺		解説
事例	オレオレ詐欺 親族等を名乗り、「鞆を置き忘れた。小切手が入っていた。お金が必要だ」などと言って、現金をだまし取る（脅し取る）手口です。	<p>特殊詐欺の被害を防止するため、金融機関は、高額な振込や高額の出金をされるお客さまに声掛けをするよう警察庁から要請されています。お客さまに対して振込や出金の理由等を確認させていただき、聴取の結果、被害に遭われている疑いがある場合には、被害防止のために金融機関から警察に通報し、警察官が事情を伺うこととなっています。</p> <p>金融機関の職員は知識や経験等をもとに、お客さまの様子や諸々の状況から判断して、被害に遭われていないかの聞き取りを行い、警察と協力して被害防止に取り組むことが重要です。</p>
	預貯金詐欺 警察官、銀行協会職員等を名乗り、「あなたの口座が犯罪に利用されています。キャッシュカードの交換手続が必要です」などと言って、暗証番号を聞き出しキャッシュカード等をだまし取る（脅し取る）手口です。	
	架空料金請求詐欺 有料サイトや消費料金等について、「未払いの料金があります。今日中に払わなければ裁判になります」などとメールやハガキ（封書）で知らせ、金銭等をだまし取る（脅し取る）手口です。	
	還付金詐欺 医療費、税金、保険料等について、「還付金があるので手続してください」などと言って、被害者にATMを操作させ、被害者の口座から犯人の口座に送金させる手口です。	
	融資保証金詐欺 実際に融資しないのに、簡単に融資が受けられると信じ込ませ、融資を申し込んできた人に対し、「保証金が必要です」などと言って金銭等をだまし取る（脅し取る）手口です。	
	金融商品詐欺 価値が全くない未公開株や高価な物品等について嘘の情報を教えて、購入すればもうかると信じ込ませ、その購入代金として金銭等をだまし取る（脅し取る）手口です。	

8



金融犯罪 ②犯罪防止・・・情報発信（ご注意ください！）

お知らせ

ニュースリリース

キャンペーン

ご注意ください！

- インターネットバンキングサービスのマルウェアによる被害にご注意ください（PDFファイル/94K）
- お客さまからいただく「手数料」等について
- 当行ホームページを装った偽サイトにご注意ください（PDFファイル/92K）
- 【重要】銀行を装う偽のメールやSMSにご注意ください！（PDFファイル/297K）
- 官公庁の職員や警察官、銀行員や銀行協会職員などになりすまして、キャッシュカード等をだまし取る詐欺にご注意ください。（PDFファイル/725K）
- 市役所職員や銀行員などになりすまして、キャッシュカード等をだまし取る詐欺にご注意ください。（PDFファイル/93K）
- 高知銀行職員を装った不審な問い合わせにご注意ください。（PDFファイル/103K）

倫理法令遵守の基本方針

金融商品の販売に関する方針

利益相反管理方針

個人情報に関する取組み

反社会的勢力への対応に係る基本方針

預金保険制度について

保険募集指針

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

電子決済等代行業者との連携および協働に係る方針

休眠預金等活用法に関するお客さまへのお知らせ

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止に向けた取組方針

預金規定等一覧

9



金融犯罪 ③犯罪防止・・・ATM振込の一部利用制限

こうぎん News Release

平成29年8月14日
株式会社 高知銀行
高知県警察本部

各位

キャッシュカードによるATM振込の一部利用制限について ～振り込め詐欺(還付金等詐欺)被害の未然防止に向けて～

対象となるお客さま	過去1年間に、当行のキャッシュカードによるATM振込のご利用実績がない70歳以上のお客さま
ご利用できなくなるお取引	当行のキャッシュカードを使用するATMでの振込 ※お預け入れやお引き出し等のお取引は、これまでと同様にご利用いただけます。
ご利用制限を開始する日	平成29年8月14日(月)より
その他	ご利用制限の対象となるお客さまが、キャッシュカードによるATM振込をご希望される場合は、お取引店またはお近くの当行本支店窓口にお問い合わせいただくようお願い申し上げます。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

高知銀行 お客さま相談室 ℡088-871-1187
高知県警察本部 生活安全企画課 ℡088-826-0110

10



金融犯罪 ④犯罪防止・・・ATM振込の一部利用制限

こうぎん News Release

2021年2月1日
株式会社 高知銀行
高知市堺町2番24号

ATM現金引出し限度額の引下げについて ～70歳以上のお客さまの特殊詐欺被害防止に向けて～

1. 実施日 2021年4月5日(月)から

2. 概要

対象のお客さま	70歳以上の個人のお客さま
お引出し限度額	1日あたり50万円※
対象となるお取引	・当行キャッシュカード(ICキャッシュカードを含む)による現金のお引出し ・他行やコンビニに設置されたATMのお取引を含みます

※実施日時点で70歳以上のお客さまは、実施日までに限度額を個別に変更設定されている場合、その限度額が継続されます。

11



金融犯罪 ⑤犯罪防止・・・振り込め詐欺

- 万が一、不審な請求を受けて振り込んでしまった場合は、直ちに警察と振り込んだ金融機関に対応をご相談ください。
- 「振り込め詐欺」に利用された口座に犯罪被害金が残っている場合は、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（通称：振り込め詐欺救済法）の趣旨により、犯罪被害金が返還される場合があります。「振り込め詐欺救済法」による被害金の返還請求などに関するお問い合わせは「お客さま相談室」で受付しております。

お客さま相談室	: TEL 088-871-1187
受付時間	: 平日9:00から17:00まで（銀行休日を除きます）

犯罪利用預金口座に関する公告

- 支払い該当者決定を受けた方へ
「決定表」の閲覧は下記場所で可能です。

コンプライアンス統括部	: 高知市堺町2番24号 TEL 088-871-1767
受付時間	: 平日9:00から17:00まで（銀行休日を除きます）

12



金融リテラシー ①サービスの提供

- ①幅広いお客さまに適切な商品を選択していただけるよう、特定の商品提供会社に偏らない、良質な商品のラインアップを充実するよう努めております。
- ②金融商品のご提案にあたっては、お客さまの知識・経験・財産の状況および投資の目的・運用方針等を十分にお伺いし、お客さまの最善の利益の実現に向け、最適かつ最良な金融商品・サービスを提供するよう努めております。
- ③お客さまの安定的な資産運用、資産形成を実現していただくため、中長期分散投資に資する商品を提案するよう努めてまいります。
- ④過度な乗換販売や手数料等の高い金融商品の優先販売が生じないように、販売状況を検証し、その結果を踏まえて適切な管理を行うよう努めてまいります。

13